

下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成31年 4月25日

ラグビーワールドカップ2019静岡県ファンゾーン

ソラモ・えんてつホール実行委員会委員長 広岡 健一

1 業務概要

(1) 業務名

ラグビーワールドカップ2019TMファンゾーンin静岡県（浜松市）運營業務委託

(2) 業務内容

ラグビーワールドカップ2019TM開催時に浜松市に設置するファンゾーンの運営に関する業務。

(3) 業務期間

契約締結日から令和元年11月29日（金）まで

(4) 契約限度額

58,000,000円（消費税込み） 限度額を超えたものは失格とする。

2 参加資格

(1) 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ウ 以下に該当しないものであること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(ロ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(ニ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、賃金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ヘ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

エ 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「イベント」の営業種目について入札参加資格を有する者であること。

オ 静岡県内に本社又は支社、営業所等の業務拠点を有していること。

カ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 過去において、来場者20,000人以上の大規模スポーツイベント又は県内で自治体等が主催する来場者50,000人以上のイベントの企画運營業務に従事した実績を有していること。

(2) 共同提案の場合の応募資格

複数事業者により共同提案を行う場合は、次の項目すべてに該当するものとする。

ア 共同提案者すべてが前号に掲げるアからカのすべてに該当すること。

イ 共同提案者は、前号に掲げるキに該当する事業者を含んだ構成とすること。

ウ 必ず幹事者を決め、幹事会社の代表印を押印した「参加申出書」（様式1）を提出すること。また、幹事者以外の共同提案者の代表印を記載し、それぞれの代表印を押印した「参加申出書（共同提案）」（様式2）も合わせて提出すること。

エ 複数の共同提案に応募はできない。また、共同提案を行う者は単独で提案できない。

3 選定基準

提出された書類とプレゼンテーションに基づき総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部局・問い合わせ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館11階

ラグビーワールドカップ2019静岡県ファンゾーンソラモ・えんてつホール実行委員会事務局
（静岡県文化・観光部スポーツ局ラグビーワールドカップ2019推進課）

電話番号：054-221-2587 FAX：054-221-2980 E-mail：rugby@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

公告の日から令和元年5月20日（月）正午まで

イ 交付場所

静岡県文化・観光部スポーツ局ラグビーワールドカップ2019推進課ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出方法

企画提案募集要領のとおりとする。

(4) 選定

ア 事前審査

企画提案者が多数の場合、提出された企画提案書、会社概要等に基づく事前審査により、プレゼンテーションに参加する者を選定し、結果を通知する。

イ プレゼンテーション

企画提案募集要領のとおり実施する。

5 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 企画提案協議に係る一切の費用は参加者の負担とする。

- (3) 提出された書類は一切返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。